

財務省

○厚生労働省告示第一号
農林水産省

財務省

農林水産省

規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第一号）第四条第一号の

財務省

農林水産省

条第一項の主務大臣が定める輸出先国を定める件（令和四年厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月三十一日

財務大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応す

る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(都道府県知事等が輸出証明書を発行する輸出先国) 第一条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（以下「主務省令」という。）第四条第一号の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第十五条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。 一 畜産物 アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルメニア、インドネシア、ウルグアイ、英国、欧州連合の構成国、オーストラリア、カザフスタン、カタール、カナダ、キルギス、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スイス、タイ、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ノルウェー、バレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベラルーシ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、リヒテンシュタイン又はロシア 二 水産物 アメリカ合衆国、アルゼンチン、アラブ首長国連邦、イスラエル、インド、インドネシア、ウクライナ、英国、欧州連合の構成国、カタール、カナダ、カンボジア、スイス、スリランカ、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、仏領ポリネシア、ブラジル、ブルネイダルサラーム、ベトナム、ペルー、香港、マカオ、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モリシヤス、モロッコ、ラオス又はロシア 2・3 (略)	(都道府県知事等が輸出証明書を発行する輸出先国) 第一条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（以下「主務省令」という。）第四条第一号の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第十五条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。 一 畜産物 アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルメニア、インドネシア、ウルグアイ、英国、欧州連合の構成国、オーストラリア、カザフスタン、カタール、カナダ、キルギス、サウジアラビア、シンガポール、スイス、タイ、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ノルウェー、バレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベラルーシ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、リヒテンシュタイン又はロシア 二 水産物 アメリカ合衆国、アルゼンチン、アラブ首長国連邦、イスラエル、インド、インドネシア、ウクライナ、英国、欧州連合の構成国、カタール、カナダ、カンボジア、スイス、スリランカ、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、トルコ、ナイジェリア、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、仏領ポリネシア、ブラジル、ブルネイダルサラーム、ベトナム、ペルー、香港、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モリシヤス又はモロッコ 2・3 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。